

西篠崎土地区画整理事業地内含む江戸川区議会で承認した道路法の道路に不当な建築基準法の指定を実施した事の改善を求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 169 号

受理年月日 平成 25 年 9 月 18 日

付託年月日 平成 25 年 9 月 27 日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区内で道路の実体や道路の幅員が確保されておらず、権原を含めて道路の買収の契約等がなく、単に説明会のみ実施した箇所において地区計画があるとして、現況区民が居住している住宅が存在するにも関わらず、所有権を有する権利者の意向をまったく考慮する事無しに、江戸川区議会の承認を得たとして、道路法の道路区域に指定し、具体的な買収の話も未成立の状態、さらには、建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号を指定し、従わなければ建築基準法の「違法建築」という。通常は、道路法の予定区域に指定するには道路法第 9 1 条第 3 項等の保障や買収が完了し、道路が築造されるまでの間に建築基準法の 4 号の指定を行うのではないのでしょうか。

保障の問題や権原取得の問題が解決していない状態で、建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号指定を掛ければ、その指定を掛けた事で路線の幅員確保のめどがたっていない状態での数々の違法建築を容認する指定となるはずです。ましてや、西篠崎土地区画整理事業地内の区画道路 7 号、11 号においては、土地を動かさない地積整備型の区画整理事業の換地処分が、平成 24 年 6 月 6 日に公告されました。換地が実施された後も 4 m の幅員は確保されていませんし、この 1 年 3 カ月たった現在も 4 m 未満の江戸川区の公道は、依然として自動二輪や自転車、植木置き場と換地処分前と何も変わってはいませんし、公共施設の最低幅員 4 m が確保されてもいません。緊急の消防車と放水車が通行不能の状態基準法 4 号指定されたのです。

権利者は建物を建て替える際に、権原を提供すると組合に同意書を提出していますが、新築そっくりさん等リフォームによるリノベーション住宅であれば道路後退の義務はなく、いつ道路法の供用開始ができるのか、建築基準法の 4 m が確保されるのか、まったく不明な基準法の道路であり、道路法の道路なのです。

本年度土木部は三千万円を超える舗装整備工事を実施し側溝の移動で可能な箇所の 4 m 確保を実現するとしていますが、そもそも権利者は建て替え時に道路後退をする同意をしているにすぎず、本来は整備により後退する義務もありません。舗装で 4 m 確保できるなら苦労はないはずです。

区画道路 7 号の北側出入口は、隅切りもない 4 m 未満の、自転車や植木が置かれた箇所を含む路線、南側出入口は、買収に失敗し、いびつな形状の 4 m 未満の区画道路 8 号の路線があり緊急車は通行不能であります。なにゆえ、このような箇所に、

(裏面に続く)

建築基準法第42条第1項第4号の指定がなされたのか、理解できません。

よって、このような箇所を江戸川区議会が道路法の道路として路線認定した経緯を区民に公にさせていただきたく存じます。また、なにゆえ、この指定を掛けた江戸川区の建築及び土木の行政に深く関わってきた前建築主事が、行政不服審査を受けて突然、釈明の約束を不履行して離職してしまったのか、また、この事件を担当した建築審査会会長が妥当とした裁決をくだして辞任されたのか、釈然としません。

よって下記のとおり陳情します。

記

道路法を悪用して、幅員が確実に担保されない箇所に建築基準法第42条第1項第4号の指定をしない。また、違法建築を認める指定はただちに是正をすること。